

## 国立大学法人大分大学契約審査委員会細則

平成21年4月1日制定

### (趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学契約事務取扱規程（平成16年規程第54号。以下「規程」という。）第5条第2項の規定に基づき、国立大学法人大分大学契約審査委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

### (委員会の職務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 規程第29条第2項に定める契約担当役等の求めによる審査
- (2) 規程第37条に定める随意契約によろうとする場合の審査
- (3) その他契約に関する重要事項の審査

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 監査室長
  - (2) 財務部長
  - (3) 経理課長
  - (4) 施設企画課長
  - (5) 施設管理課長
- 2 委員会に委員長を置き、財務部長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

### (会議)

第4条 委員会は、必要の都度、開催する。

### (委員以外の者の出席)

第5条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

### (秘密の厳守)

第6条 審査に当たっては、審査対象者及びその他関係者の秘密を厳守しなければならない。

### (事務)

第7条 委員会の事務は、当該契約を担当する課等において処理する。

### (雑則)

第8条 第3条に定める委員は、3親等以内の親族の利害に関係のある審査に加わることができない。

2 この細則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は委員会が別に定める。

附 則（平成21年細則第9号）

- 1 この細則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人大分大学契約審査委員会要項（平成16年4月1日制定）は廃止する。

附 則（平成24年細則第19号）

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和2年細則第18号）

この細則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年細則第10号）

この細則は、令和3年4月1日から施行する。